

# 「(仮称) イオン東久留米店」計画に、子どもと住環境を守るために 「反対し中止を求める意見書」の提出を呼びかけます

2012年9月 旧第一勧銀グランド跡地利用と環境を考える会

市民のみなさん。

現在、(仮称)イオン東久留米店の、大店法(大規模小売店舗法)に基づく手続きが行われています。「(仮称)イオン東久留米店」計画に対して、だれでも意見を提出することができます。同計画は環境に重大な悪化を与えます。

意見書は、下記の「提出方法」と「参考事例」を参考にして、自分の意見を自由に書いて、提出してください。

## 【意見書の提出方法】

●下記のあて先に、封書又は、ハガキで

- ①件名「(仮称)イオン東久留米店」と明記
- ②意見(反対、中止、抜本見直し、など)を明記
- ③理由(①~⑨を参考)を書いて、都の担当課(下記)に郵送します。(担当課に直接持参も可)

意見の長短の制限はありません(短くても長くても可)

●提出期限は11月12日必着

●提出者の(書く人の)氏名・住所・電話番号を明記

●提出先(郵送先)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都第一本庁舎  
30階北側 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

※個人でも、団体でも、大人も子どもも意見を提出できます。

## 【参考事例】

①イオン東久留米店の出店計画は、子どもと住環境に重大な悪影響を与える内容です。南沢五丁目の出店予定地周辺に、年間300万台以上の自動車が流入し、自転車と歩行者も数百万の規模で増加します。子どもと住民の安全と住環境を守るために、イオン出店計画に反対し、中止を求めます。

②予定地南側の都道、所沢街道は狭く、歩道がありません。そのため、歩行者や自転車の方は「命がけ」の状況となっています。イオンは、環境アセスメント(影響評価)では、「出店時には、歩道が設置される」と説明してきましたが、来春の出店時には、歩道が設置されないことが確実です。環境アセスの説明が崩れた以上、計画を中止してください。

③出店予定地は、市立第五小学校の前です。数百万台の車が流入すれば、交通事故、騒音、振動、排気ガスなどが大幅に増加し教育環境が悪化します。教育環境を破壊するイオン東久留米店計画に反対です。計画を中止してください。

④出店予定地に接する五小通りは、五小東交差点から出店予定地までの間は、両側に商店が立ち並び、拡幅整備はできません。しかも、歩道の幅が0.8mしかありません。その歩道を(自転車通行可のため)歩行者と自転車が通行しています。「計画」では、五小通りは、年間90万台以上自動車交通量が増大します。五小通りは、現在でも事故が多発しています。子どもの命と安全を脅かす「イオン東久留米店」出店は中止してください。

⑤都心方面からの来店車両の主な道路となるとイオンが説明してきた都市計画道路東3・4・18号線は、出店時までに新青梅街道まで完成しないことが確実になりました。

イオンが「暫定的」に代替道路とする市道柳新田通りは狭い道路で中心の白線もなく、並木の檜の根が道路に張り出していて、歩行者や自転車も危険な道路です。このような道路に自動車交通量を大幅に増加させるイオン出店は中止してください。

⑥地域住民の日常生活における公共交通が西武バス(株)の路線バスです。南沢五丁目のバス路線は、平日169便、休祝日123便で、地域住民の「日常生活の足」となっています。イオン出店によって、300万台の自動車交通量が増大すれば、バスの遅延、欠便などが起こり、通勤・通学・通院・買い物など、住民の日常生活に重大な悪影響を与えることは避けられません。イオン出店計画の抜本見直しをしてください。

⑦イオン東久留米店を南北に縦断する市道110号線と所沢街道の交差点の改良について、東京都による用地買収の遅れからイオン出店までに実施できないことが確実になりました。ところが、東久留米市は、都の代わりに交差点改良工事を実施することを決めました。しかし、用地買収が済んでいないために、交差点改良は不完全となります。

不完全で危険な状況のままでのイオン出店は行わないでください。イオン出店の中止を求めます。

⑧五小児童の通学路の南沢通り笠松坂には、歩道がありません。車の交通量の大幅増加による交通事故の増加などが大変心配です。イオン出店計画の抜本見直しを求めます。

⑨渋滞の発生によって、パトカー、救急車、消防車など救急車両の到着時間が大幅に遅れるのではないかと大変心配です。イオン出店計画の抜本見直しを求めます。

旧第一勧銀グランド跡地利用と環境を考える会

(略称)「環境を考える会」 代表 塩田 俊朗 中央町4-8-4

事務局 (携帯) 090-5768-3165